

## 第9章 菩提心を摂受する p179-26~181 11月19日 小倉

黒字／本文 青字／参考文献・辞書 赤字／私見など

### 発趣の発心の利徳

発趣の発心の利徳は十。〔すなわち〕前の八つの上に、

- 1) 自利が継続的に生ずることと、
- 2) 様々な他者の利として生ずることです。

そのうち、第一〔：自利が継続的に生ずること〕は、その発趣の心を生じてから前と同じではない。自己が睡眠に落ちる、または悶絶する、または放逸に行ずる、またはそれなどのときすべてにおいてもまた、福德の力が途絶えないで生ずるのです。そのようにまた『入行論』<sup>(訳注100)</sup>に、「その心を正しく受けて、それ以降、睡眠に落ちたり放逸になっても福德の力は途絶えず、多くのものが虚空と等しく生ずる。」と説かれています。

発趣とは「発趣は行くことそのものと似ていて、仏陀を成就する行動である、(本文 p161 シャーンティデーヴァ)」といわれている。

「発趣の発心」とは行こうと決心すること。

第一の「自利が継続的に生ずること」の意味は、「発趣の発心」を起こす前と、その心を正しく受けて起こした後では、行為(因)が変化してしまうので、徳の現れ(果)が同じではない。すべてのときに福德の力が生じ続ける。起こす前は眠っていたり気絶したり散漫になったりした時には、徳の力は生じなかった、ということである。

〔第二：〕様々な他者の利が生ずることは、諸々の有情の苦を除去し、楽を成就し、煩惱を断つのです。そのようにまた『入行論』<sup>(訳注101)</sup>に、「楽に欠乏し、多くの苦を持つ彼らを、楽すべてでもって満足させ、苦すべてを断ち切るし、愚癡をも除去する。それと等しい善はどこに有るのでしょうか。そのような友もまたどこに有るのでしょうか。そのような福德もどこにあるのでしょうか。」と説かれています。

ここで第一・第二を要約すると

第一では福德の力が続く(自利)

第二では諸々の有情の苦を除去するなど他者の利が生じる。(利他)

徳【とく】①善根に同じ

善根【ぜんごん】よい果報をもたらす善い行い

福德【ふくとく】①功德。一切の善行、および善行によって得る福利

邪見【じゃけん】誤った見解

功德【くどく】⑥(仏が教え示した道を進もうとする心のための)資量。

資量【しりょう】①準備、素材の意。さらに修行のもととなる善根・功德をいう。

広説 佛教語大辞典

[ここに入力]

### 数に入らないもの

数に入らないものは、それ以降、仏陀〔になる〕までの功德すべてが生起するのです。〔それは〕数え切れないのです。

仏陀になるために必要な心の資量がすべて揃う。

### 菩提心を捨てたことの過患

その菩提心を捨てたことの過患は、三つ、〔すなわち〕

- 1) 過ちにより悪趣に往くことと、
- 2) 過ちにより利他を損なうことと
- 3) 過ちにより〔菩薩〕地を得るのに長い時間が掛かることです。

そのうち、第一〔：過ちにより悪趣に往くこと〕は宣誓を成就していない。〔すなわち〕発心を喪失したなら、有情を欺いたことになったので、その異熟〔の果報〕は悪趣に生ずるのです。そのようにまた『入行論』<sup>(訳注 102)</sup>に、「もしそのように宣誓してから、行為により成就していないなら、彼ら有情すべてを欺いて、〔未来に〕私の〔往く〕趣はどのようになるでしょうか。」と説かれています。

第一：については、

そのように誓ったのに、有情に対して菩薩行をしないなら有情すべてをだましたことになる。その結果、悪趣に往くことになる。

〔第二：〕過ちにより利他ができないことは、すなわち、『入行論』<sup>(訳注 103)</sup>に「そのようにそれが生じたなら、有情すべての利より劣っている。」と説かれています。

第二：については、

過ち（邪見）により利他行ができないということは、有情すべての利（膨大な利）よりもなおはるかに劣っている。つまりいかに大きく劣っているかということを示している。

〔第三：菩薩〕地を得るのに長い時間が掛かることは、すなわち、『入行論』<sup>(訳注 104)</sup>に「そのように力を持った墮罪と力を持った菩提心を、輪廻において交互に混ぜるなら、地を得るのに長い時間が掛かる。」と説かれています。

第三：については、

墮罪（邪見を持つこと）と菩提心のある状態を輪廻のなかで交互に繰り返すなら十地を得るのに長い時間がかかってしまう。

### 菩提への発心を喪失することの因

菩提への発心を喪失することの因は、二つ、

- 1) 誓願を喪失することの因と、
- 2) 発趣を喪失することの因です。

そのうち、第一〔：誓願を喪失することの因〕は、有情を見捨てたことと、四つの黒の法

[ここに入力]

(訳注 105) に依ったことと、〔反対の〕所対治の心を生じたことにより、喪失するのです。

第一の〔：誓願を喪失することの因〕、の四つの黒の法とは訳注にあるように第 10 章 p 185 の 24) 1)〔親教師と〕上師と供養されるべき者を欺いたこと、2) 他者が後悔する処でないことについて後悔を生じさせたことと、3) 発心した菩薩に対して瞋恚をもって悪評※を述べたことと、4) 有情に対して<sup>あざむき</sup>・<sup>ごまかし</sup> 詭・誑をもって行動することです。と書かれています。

また黒の法と、その対治としての白の法についても書かれています。

〔第二：〕発趣の律儀を喪失することの因は、『菩薩地』〔の「戒品」〕<sup>(訳注 106)</sup> に、他勝処法(波羅夷・根本墮罪)の四は大の纏を行じたなら、〔発心を〕喪失すると説明しています。中の〔纏〕と小の纏を行じたなら、軽微犯戒のみだと説明しています。〔チャンドラゴーミンの〕『〔菩薩〕律儀二十論』<sup>(訳注 107)</sup> には、その上に誓願の発心を喪失したことによってもまた〔律儀を〕喪失すると説明しています。『撰決択分』<sup>(訳注 108)</sup> には、菩薩の律儀を捨てることの因四つを説かれています。前の二つ〔――四種類の他勝処法を犯すことと、大の纏をもって四種類の他勝処法を犯すこと〕と、学を返上することと、邪見が生じたことです。

規範師シャーンティデーヴァ御前もまた<sup>(訳注 109)</sup>、「所対治の心を生じたことによっても、律儀を捨てる。」と説かれています。

「〔発趣の律儀を喪失することの因は、『菩薩地』〔の「戒品」〕<sup>(訳注 106)</sup> に、」の部分は訳注 106 に、『撰決択分』<sup>(訳注 108)</sup> には、」の部分は訳注 108 に詳しい説明があったのでそれを転載します。

註 106) D Sems-tsam No.4037 Wi 85a6-86a6; Wogihara ed.pp.158-160; 大正 30 N0.1579p.515b-c; 藤田光寛「〈菩薩地戒品〉和訳(1)」(1989) pp.46-47

「他勝処法 (skt. Parajayika-sthaniya dhama) は、音写して波羅夷、意識して根本重罪、他勝罪などともいう。声聞の律儀戒では、出家者の比丘の規制に関して淫戒、盜戒、殺人戒、大妄語戒という最も重い四つがあり、そのどれかを犯すと教団から追放され、比丘としての生命を失う。比丘尼の場合はさらに四つ加えて八つがある。大乘の菩薩に関しては有情利益という動機があるなら、それらも許されて無量の功德を生むとされる。『菩薩地』戒品には、四つの他勝処法(根本重罪)について、1) 利得と尊敬をむさぼるゆえに、自分をほめたたえ、他人を誇ること、2) 困窮して求めてきた人たちに、貪欲や吝嗇から資財や法を施し与えないこと、3) 怒りを増大させて、暴言を吐くだけでなく、有情たちを加害し苦しめたり、他の人たちの違犯について懺悔を受け入れないこと、4) 菩薩蔵をそしり、自分でまたは他者によって偽物の正法を信解し、喜び、立てること、という四つがある。そのどれか一つを犯しても、広大な菩提の資糧を蓄積、摂受できないし、すべてを犯すなら、清浄な思惟(意樂)もなく、もはや真の菩薩ではない。ただし、声聞が一度でも根本重罪を犯すと、教団を追放されてその生涯に再び受け直すことができないのとは違って、菩薩は小、中のまとい

[ここに入力]

(纏)によって根本重罪を犯しただけでは、菩薩戒を捨て去ることにならない。四つの重罪をたびたび犯して、いささかの慚愧もなく、喜び、楽しみ、それに功德を見るところ、大のまといによって重罪を犯すのなら、菩薩戒を捨て去るが、再び菩提心を起こすなら再び受け直すことができる。しかし、無上正等覚への願を捨てたり、大のまといによって根本重罪を犯すなら、捨て去ることになる。そうでないかぎりどこに転生しようと、正覚を成就するまで、受けた菩薩戒が失われることはない、などとされている。

註 108) D Sems-tsam No.4038 Zi 38b6-39a1; 大正 30 N0.1579p.711c には次のようにいう——「それ(菩薩の律儀)を捨てることは要約すると四つの因によってなる。正しく受けた心により異なって決定する心を生じさせるのと、了解ある人のもとで返上するに相応した言葉を述べるのと、他勝処法の四つそれらのうちすべてまたは各々の過ちを生じさせるのと、他勝処法の四つすべてまたは各々について大の纏により過ちを生じさせるなら、菩薩は律儀を捨てたと述べるべきです。」

他勝【たしょう】波羅夷に同じ

波羅夷【はらい】(略) 教団追放の刑罰のこと。重罪(略)

所対治【しょたいじ】修行によって改められるべきもの

中品【ちゅうぼん】①上・中・下の三等級に分けたときの中等の部類。浄土教においては、九品往生のうちの中位の三種をいう。

菩薩藏【ぼさつぞう】大乘の菩薩の教えのこと。菩薩を相手に説かれた法蔵。菩薩の道を行ずる人のための聖典。大乘教。

戒品【かいほん】②戒を明らかにした篇章の名

律儀【りつぎ】(略) 悪を抑制するものを意味し、善行のことをいう。身を制すること。(略)

纏【てん】①奪う。とらえる。②まつわりつくもの。煩惱の異名。煩惱が現にはたらいっている状態。纏綿。纏縛。内心にひそむ悪への傾向が現勢化すること。それが人の身心を纏って自在にさせないことから名づけられた。通常は無慚・無愧・嫉・慳・悔・眠・掉拳・惛沈を八纏といい、これに忿・覆の二つを加えて十纏という。

広説 佛教語大辞典

### 菩提心を回復する方便

喪失したなら、回復〔・還浄〕する方便は、誓願の発心を喪失したなら、再び受けることにより取り戻すのです。

発趣の発心を喪失したものについてもまた、誓願の発心を喪失したので発趣を喪失した者は、誓願を取り戻すことにより発趣もまた自性により取り戻すのです。

[ここに入力]

他の因から律儀を喪失したのは、再び受ける必要があります。他勝処法の四つについては、纏の中と小を行じたことは、懺悔したことで充分です。そのようにまた『〔菩薩〕律儀二十論』<sup>(訳注 110)</sup>には、「律儀を再び受けるべきです。中〔品〕の漏〔による違犯〕は三人に対して懺悔します。一人の面前においても残りのものと、染汚・非染汚は自己の心〔において為す〕ように〔懺悔する。〕」と説かれています。

〔以上が、〕『正法如意宝珠・解脱の宝の莊嚴』より、「菩提心を摂受する」第九章です。菩薩行を行う心を失ったものについてもまた、菩薩行を願う心を失ったので、行う心もなくしてしまった者は、願う心を取り戻すことにより、行うこともまたおのずと取り戻すのです。「中〔品〕の漏〔による違犯〕は三人に対して懺悔します。」の部分は中くらいの違犯は僧三人に対して懺悔すること。小〔品〕の漏〔による違犯〕は僧一人に対して懺悔すること。染汚・非染汚の部分は、自己の心を自分で見て自分で懺悔する。以上が「菩提心を摂受する」第九章です。

前々回の尾関さんの資料 ダライ・ラマ 14 世の「ダライ・ラマ怒りを癒す」の本文中『菩提心を培う』の中の言葉、「菩提心を上手に培うには、他者を苦から解き放ってあげようという責任感を持ち一種の誓願を立てる必要があります。」の部分を読んで、仏教は責任感が必要なのだということに思い至りました。菩提心の誓願とは、一切有情に対する責任感を伴う誓願をいっているのだと理解しました。

三界一切有情らも  
 その基は佛と等しいが  
 無覚迷いの基となって  
 今は無意味にふるまって  
 六業の夢に迷乱す。  
 われは原初の佛なり  
 六道に変化し教化せん  
 法身普賢の誓願で  
 一切有情あますなく  
 法界成佛することを。

「法身普賢の誓願」より  
 日本ガルチェン協会  
 野田俊作 訳

[ここに入力]